令和4年度普及指導活動外部評価の実施について

1 目的

効果的かつ的確な普及指導活動を実施するため、先進的な農業者、農業関係団体、学 識経験者等の外部有識者による評価委員から意見を聴取する外部評価を実施し、その 結果を普及指導活動に反映する。

2 評価対象の普及部所、日時、場所及び課題

評価対象は、令和3年度普及指導計画の重点課題から選択した1課題とし、該当普及部所等は次のとおりとする。

(1) 農業技術センター普及指導部

日時 令和4年9月6日(火)10:00~12:00

場所 農業技術センター第1・2会議室

(平塚市上吉沢 1617 電話 0463-58-0333)

課題 シクラメンの高品質生産のための技術の普及

(2) 農業技術センター北相地区事務所

日時 令和4年9月6日(火)13:30~15:30

場所 農業技術センター第1・2会議室

(平塚市上吉沢 1617 電話 0463-58-0333)

課題 地域農産物の育成支援

(3) 農業技術センター足柄地区事務所

日時 令和4年9月13日(火)14:00~16:00

場所 足柄上合同庁舎 5F 中会議室

(足柄上郡開成町吉田島 2489-2 電話 0465-83-5111)

課題 促成イチゴの安定生産技術の普及

3 評価方法と評価の流れ

(1) 実施前

農業技術センター所長は、令和4年8月31日(水)までに「5 評価に使用する資料」のうち(1) \sim (4) を評価委員に送付する。

(2) 実施当日

ア 普及部所は、評価委員に課題を説明し、質疑応答を行う。

イ 評価委員は、「神奈川県協同農業普及事業活動要領」に定める外部評価表(様式 3)により、評価を行う。

ウ 総括を行う評価委員は、課題ごとの評価検討会において各外部評価表の内容を検 討し、総合評価を決定し講評を行う。

(3) 実施後

ア 企画経営部長は、外部評価結果及び反映状況等について(様式4)の評価結果を 速やかに取りまとめ、普及部所長は(様式4)の評価結果に対する改善策と反映状 況等を作成し、令和4年10月7日(金)までに農業技術センター所長へ提出する。 イ 農業技術センター所長は、外部評価についてホームページに掲載する。

(4) 実施当日のスケジュール

内 容	時間配分
開会、挨拶、評価委員及び出席者紹介	10分
評価方法の説明、実施方針等の説明	10分
課題の説明	15分
質疑応答	25 分
評価まとめ(各評価委員が様式3に記載)	10分
休憩	15分
評価検討会	20分
講評(総括を行う評価委員による)	15分
閉会	

4 評価委員

(1) 農業技術センター普及指導部

	分 野	氏 名	備考
ア	先進的な農業者	加藤 重治	県花き連鉢物専門委員会委員長 農業経営士
1	若手農業者	吉川 雅幸	県花き連鉢物専門委員会副委員長
ウ	学識経験者	星野 康人	ホシノ・アグリ・コミュニケーション研究 所代表、農業マーケティングコンサルタン ト 評価の総括を行う
エ	農業関係団体	安藤 克祥	神奈川県農業協同組合中央会 農業くらし対策部次長

(2) 農業技術センター北相地区事務所

	分 野	氏 名	備考
ア	先進的な農業者	成井 正志	相模原市園芸連絡協議会いちご部会長
1	若手農業者	島村 悠樹	相模原市園芸連絡協議会いちご部会員
ウ	学識経験者		ホシノ・アグリ・コミュニケーション研究
		星野 康人	所代表、農業マーケティングコンサルタン
			F
			評価の総括を行う
工	農業関係団体	安藤・克祥	神奈川県農業協同組合中央会
			農業くらし対策部次長

(3) 農業技術センター足柄地区事務所

	分 野	氏 名	備考
ア	先進的な農業者	中島 利充	小田原イチゴ生産部長
イ	若手農業者	小清水 規	若手農業者の会(みどりの会)元会長
ウ	学識経験者	星野 康人	ホシノ・アグリ・コミュニケーション研究
			所代表、農業マーケティングコンサルタン
			F
			評価の総括を行う
工	農業関係団体	安藤 克祥	神奈川県農業協同組合中央会
			農業くらし対策部次長

5 評価に使用する資料

(1) 神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針(平成28年3月改定)

部所長が作成し、令和4年8月1日(月)までに企画経営部長へ提出する。

- (2) 神奈川県協同農業普及事業活動要領(令和4年4月1日改定)
- (3) 対象課題の普及指導計画及び実績
- (4) 対象課題概要(評価対象課題概要様式)
- (5) 対象課題の説明資料 (15 分程度のパワーポイント) なお、(1)~(3) は企画経営部が準備し、(4) 及び(5) は評価対象の普及

6 出席者

- (1) 評価委員
- (2) 農業振興課
- (3) 農業技術センター所長
- (4) 評価対象の普及部所の部所長及び次課長、課題担当者
- (5) 農業技術センター企画経営部長、普及企画担当者
- (6) 畜産技術センター及び農業技術センターの対象以外の普及部所 なお、実施の際は Skype を使用し、(2)、(6)はオンライン出席とする。